第8 障害者支援の総合的な推進

障害児・障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実、地域生活支援事業の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達 障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者 支援の推進 1兆4,715億円(1兆3,685億円)

(1)良質な障害福祉サービスの確保

9.072億円(8.229億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを 総合的に確保する。

また、サービス等利用計画の作成及び地域生活への移行が着実に進むよう、相談支援に必要な経費を確保する。

さらに、消費税率引上げに伴う増分について、必要な経費(57億円)を計上する。 (消費税率引上げによる障害福祉サービス等報酬改定率 +0.69%)

(参考)【平成25年度補正予算案】

〇自立支援給付支払システムの改修等

30億円

自立支援給付支払システムの改修・機能向上により、障害者のサービス等利用計画 作成の充実・迅速化を図る。

(2) 障害児の発達を支援するための療育などの確保 897億円(671億円)

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などの支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。また、消費税率引上げに伴う増分について、必要な経費(5.4億円)を計上する。(消費税率引上げによる障害福祉サービス等報酬改定率 +0.69%)

(3)地域生活支援事業の着実な実施

462億円(460億円)

移動支援や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、 市町村等での事業を着実に実施する。

(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 30億円(52億円)

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図る。

また、障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。

(参考)【平成25年度補正予算案】

○障害者施設等の防災対策等の推進

148億円

障害者施設等の防災対策等を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

○(独)福祉医療機構への政府出資(社会福祉施設・医療施設の防災対策の低利融資)(再掲)

4. 6億円

社会福祉施設や医療施設の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独) 福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減で きるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

(5) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2.217億円(2.187億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための 更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(6) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業 22億円(22億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模等を踏まえた重点的な財政支援を行う。

(7)障害者自立支援機器の開発の促進【新規】

1.5億円

ロボット技術を利用した機器が、障害者の自立や生活支援に活かされるよう、企業が行う開発を更に促進するためのシーズとニーズのマッチング等を行う。

(8)芸術活動の支援の推進【一部新規】

1. 3億円(36百万円)

芸術活動に取り組む障害者への支援として、出展機会や著作権等の権利保護等に関する相談支援などを行うモデル事業等を実施する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

233億円(238億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1)高齢・長期入院の精神障害者などの地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】 1.2億円及び地域生活支援事業(462億円)の内数 (87百万円)

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等において、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための広域調整及び関係機関との連携等を図る。(地域生活支援事業(462億円)の内数)

さらに、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援等を行い、精神障害者の退院促進や地域定着を支援する。

また、難治性患者に対して専門的な治療を実施するために、医療機関間のネットワークの構築等による支援体制のモデル事業を行う。

(2)精神科救急医療体制の整備

19億円(20億円)

精神疾患のある救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組むとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化等により、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3)地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援) 体制の整備 地域生活支援事業(462億円)の内数

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこも り等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、ア ウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保 する。

(4)認知行動療法の普及の推進

99百万円(1億円)

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法(※)の普及を図るため、従事者の養成を実施するとともに、平成26年度から新たに心理職等の医療関連職種に対する研修事業を追加する。

※認知行動療法:うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 摂食障害治療体制の整備【新規】

19百万円

「摂食障害治療支援センター」を設置して、急性期の摂食障害患者への適切な対応、

医療機関等との連携を図るなど摂食障害治療の体制整備を支援する。

(6)災害時心のケア支援体制の整備

46百万円及び地域生活支援事業(462億円)の内数 (47百万円)

心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 対策を中心とした事故・災害等の被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム (DPAT) の定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。(地域生活支援事業(462億円)の内数)

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、「災害時こころの情報支援センター」において、DPAT 派遣に係る連絡調整業務や、心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県等の体制整備を支援する。

(7)心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 209億円(214億円)

心神喪失者等医療観察法を円滑に運用し、対象者の社会復帰の促進を図るため、指定入院医療機関の確保及び通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備に努める。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定医療機関相互の技術 交流等により、医療の質の向上を図る。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2. 1億円(2. 4億円) (地域生活支援事業計上分を除く)

(1)発達障害児·発達障害者の地域支援機能の強化【一部新規】 地域生活支援事業(462億円)の内数

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備及び発達障害児・発達障害者の社会参加を促す観点から、地域の中核である発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の機能の強化を図る。

また、都道府県等で、ペアレント・メンター(※1)の養成や健診等でのアセスメントツール(※2)の導入を促進する研修会等を実施する。

加えて、これまでに実施されたモデル事業において成果のあった、家族の対応力向上を支援するペアレント・トレーニング(※3)及び当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング(SST)(※4)をメニューに追加し、全国的な普及を図る。

- ※1 ペアレント・メンター:発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を 活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相 談や助言を行う人のこと。
- ※2 アセスメントツール:発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。
- ※3 ペアレント・トレーニング:親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。
- ※4 ソーシャル・スキル・トレーニング (SST): 子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。
- (2)発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など 2億円及び地域生活支援事業(462億円)の内数 (2.3億円及び地域生活支援事業(460億円)の内数)

①支援手法の開発、人材の育成

発達障害児・発達障害者等を支援するための支援手法の開発、関係する分野との 協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためのモデル事業を実施する。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者や強度行動障害者 支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

②発達障害に関する理解の促進

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日実施)など、自閉症をはじめとする 発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3)発達障害の早期支援

地域生活支援事業(462億円)の内数

市町村で、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

4 障害者への就労支援の推進

265億円(229億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1)障害者などの就労推進(再掲・34、35ページ参照)

254億円(216億円)

①改正障害者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組の推進

18億円(15億円)

②精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の推進

29億円(25億円)

- ③中小企業に重点を置いた支援策の充実や「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への移行推進 66億円(52億円)
- ④障害者雇用の更なる促進のための環境整備

30億円(9.6億円)

(2) 就労支援事業所等で働く障害者への支援

11億円及び地域生活支援事業(462億円)の内数(12億円及び地域生活支援事業(460億円)の内数)

①工賃向上のための取り組みの推進

一般就労が困難な障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うことにより、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上を図る。

また、平成25年度に開催された厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果等を踏まえ、特に支援効果が高く、さらに障害者優先調達推進法の促進にも資する共同受注窓口の体制整備を重点的に実施する。

②障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家 庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、加齢や重度化による一般就労から就労継続事業の利用への移行なども想定した、関係機関の連携による就労支援モデルの検証を行う。